

## 課税標準の特例について

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条に規定する一定の要件を備える資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

特例適用を受ける資産がある場合には、「種類別明細書(増加資産、全資産用)の適用欄に記載するとともに、確認できる書類を添付してください。

### ◆ 課税標準の特例が適用される償却資産の例

※「法」→地方税法

対象となる資産等		適用期間	特例率	適用条文
内航船舶			1/2	法第 349 条の 3 第 6 項
再生可能エネルギー発電設備 (H24.5.29～H28.3.31 取得)				旧法附則第 15 条第 33 項
太陽光発電 (余剰売電・全量売電)		3 年度分	2/3	
再生可能エネルギー発電設備 (H28.4.1～H30.4.1 取得)				法附則第 15 条第 33 項
設 備 区 分	太陽光発電設備 (自家消費型)	3 年度分	2/3	
	風力発電設備	3 年度分	2/3	
	水力発電設備	3 年度分	1/2	
	地熱発電設備	3 年度分	1/2	
	バイオマス発電設備	3 年度分	1/2	
ノンフロン製品		3 年度分	3/4	法附則第 15 条第 40 項
中小企業等が新規取得した経営力向上設備 (H28.7.1～H31.3.31 取得)		3 年度分	1/2	法附則第 15 条第 46 項

※この表は、平成 28 年 11 月時点で作成しています。税制改正により変更される場合があります。